

## 館林市子ども・子育て会議運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、館林市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

（会議の公開等）

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（傍聴者の遵守事項）

第4条 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴者は、会議の議長の指示に従わなければならない。
- (2) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。
- (3) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしてはならない。

（会議録）

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容

2 会議録は、発言者の氏名等を記録せず、発言内容を要約した会議概要として調製するものとする。

3 会議録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(資料の提出等の要求等)

第6条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年10月 日から施行する。